

## 労働力調査の層化基準の見直し

丸山 歩<sup>†</sup>

## The Renewal of Stratification Criteria of the Labor Force Survey

MARUYAMA Ayumi

労働力調査は、毎月、約4万世帯に居住する15歳以上の者約10万人を対象にしている標本調査である。標本設計は、国勢調査調査区を第1次抽出単位(2,912調査区)、住戸を第2次抽出単位とする層化2段階抽出法を用いている。標本抽出に当たり、ある特性に偏った標本を抽出することを避け、できるだけ偏りの少ない標本を得ること及び利用上重要度の高い項目である就業・不就業状態別、産業別、従業上の地位別の項目において精度の向上を図ることを主な目的に、第1次抽出の抽出単位である国勢調査結果の調査区について産業・従業上の地位による就業者構成、及び住居形態に着目して調査区の層化を行っている。

今回、平成17年国勢調査の調査区関係資料が整備されたのに伴い、最新の就業構造の変化に対応するため、第11回日本標準産業分類の改訂への対応及びより高い層化効果を得ることを目的として、労働力調査の調査区に新たな層化基準を設定した。

なお、この新層化基準の設定に当たり、前任の西千奈美係長(現消費統計課物価統計室物価指数第一係長)が行ったシミュレーション結果を活用させていただいた。

キーワード：労働力調査、標本設計、層化基準、系統抽出、国勢調査調査区

In the Labor Force Survey, a stratified two-stage sampling method is adopted, with the enumeration districts of the Population Census as the first-stage sampling units, and dwelling units as the second-stage sampling units. In the first-stage of sampling, all the enumeration districts are classified into strata according to their labor force and demographic characteristics of dwellers in the enumeration districts. When the list of the enumeration districts of the 2005 Population Census were made available for the Labor Force Survey, the criteria for stratification was renewed for the purpose of keeping the efficiency of stratification. This paper presents the concept of these new criteria for stratification in detail.

Keywords : Labor Force Survey, Sample design, Criteria for stratification, Systematic sampling, Census enumeration district

## I 層化の目的と概要

労働力調査では、標本抽出に当たり、ある特性に偏った標本を抽出することを避け、できるだけ偏りの少ない標本を得ること及び結果の精度の向上を図ることを主な目的に、第1次抽出の抽出単位である国勢調査調査区の層化を行っている。

層化の目標を結果の精度の向上に置くとき、その層化基準は、集計結果の種類と性質に依存する。労働力調査では、利用上重要度の高い項目である就業・不就業状態別、産業別、従業上の地位別の項目において精度の高い結果が得られるよう、国勢調査結果の調査区における産業・従業上の地位による就業者構成、及び住居形態に着目して調査区の層化を行っている。

## II 層化基準の改定

### 1. 検討方法

労働力調査では、5年ごとに新しい国勢調査の標本抽出関係資料が整備されるのに伴い、最新の就業構造の変化に対応するため、層化の基準の見直しを検討している。今回の見直しに当たっては、以下の3点について着目した。1点目として、「第11回日本標準産業分類の改訂への対応」、2点目として、「給与住宅層の条件」、3点目として、「合併層（層の合併の必要性については、後述「(3) 合併層について」を参照）の層化効果」である。

検討手順は、平成12年層化基準を基に、上記の1点目及び2点目の見直しを反映させた暫定版層化基準を設定し、平成17年国勢調査データを用いた暫定版層化基準結果を集計した。そして、その結果に基づき、いくつかの合併パターンによるシミュレーションを行うことで合併効果を検証し、最終的な確定版層化基準を決定した。

平成12年層化基準、暫定版層化基準及び確定版層化基準は、「別表1 平成12年基準及び暫定版層化基準の調査区数」及び「別表2 暫定版層化基準及び確定版層化基準の調査区数」のとおりである。

### 2. 改定内容

#### (1) 第11回日本標準産業分類の改訂への対応

層化に用いている第11回日本標準産業分類の改訂は、平成14年3月に行われ、サービス業を中心に再編された。暫定版層化基準における新産業分類への対応は、原則として新旧産業大分類の組替えや定義の変更のみとしたが、旧サービス業の中の「医療、福祉」産業については、層の新設を検討した。

#### (ア) 定義の変更

平成12年基準の「電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業の雇用者の比が0.1以上の調査区」（10層）は、電気・ガス・熱供給・水道業の自営業主が存在しないことから定義から削除し、新産業大分類への組替えをし、「情報通信業、運輸業、金融・保険業、不動産業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の業主の比が0.1以上の調査区」とした。

#### (イ) 医療、福祉層の新設

日本標準産業分類における「N 医療、福祉」は、労働力調査の産業別就業者数の結果から見ても就業者数が増加している産業であり（「表1 労働力調査における主な産業別就業者数」参照）、旧サービス業の中でも単独である一定以上の従業者数が見込めることが平成12

年国勢調査結果からも確認できることから（「表 2 サービス業の改定内容及び平成 12 年国勢調査結果」参照），医療，福祉に従事している就業者を的確に把握できるよう，新たに「医療，福祉の雇用者の比が 0.1 以上の調査区」という基準の設定を検討した。

表 1 労働力調査における主な産業別就業者数

(単位：万人)

年	農林業	建設業	製造業	運輸業	卸売・小売業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	サービス業
平成 14 年	268	618	1,202	324	1,145	358	474	844
15	266	604	1,178	332	1,133	350	502	845
16	264	584	1,150	323	1,123	347	531	881
17	259	568	1,142	317	1,122	343	553	916
18	250	559	1,161	324	1,113	337	571	938

表 2 サービス業の改定内容及び平成 12 年国勢調査結果

旧分類	人数	割合 (%)	変更内容	新分類	人数	割合 (%)
総数	63,032,271	100%		総数	63,032,271	100%
L サービス業	17,006,243	27.00%	「I 卸売・小売業，飲食店」から中分類「一般飲食店」，「その他の飲食店」を移行	M 飲食店，宿泊業	3,488,791	5.50%
			「L サービス業」から中分類「旅館・その他の宿泊所」を移行			
			「L サービス業」から中分類「医療業」，「保健衛生」，「社会保険，社会福祉」を移行	N 医療，福祉	4,273,853	6.80%
			「L サービス業」から中分類「教育」，中分類「専門サービス業」のうち小分類「個人教授所」を移行	O 教育，学習支援業	2,640,387	4.20%
			「H 運輸・通信業」から中分類「郵便業」のうち小分類「郵便業」（信書送達を主とする地域区分局を除く）を移行	P 複合サービス業	706,974	1.10%
			「L サービス業」から中分類「協同組合」を移行			
			「H 運輸・通信業」から中分類「運輸に附帯するサービス」のうち小分類「旅行業」を移行	Q サービス業	8,062,033	12.80%
「J 金融・保険業」から中分類「金融・保険業」のうち小分類「証券業，商品先物取引業」の一部を移行						

(注) 新産業分類別人数は，平成 12 年国勢調査抽出詳細データを用いた「新産業分類特別集計」結果によるもの。

「医療、福祉の雇用者の比が 0.1 以上の調査区」層を新設した結果、当該層に該当する調査区数は、29,757 と層全体の中でも該当する調査区数が 10 番目に多く（「別表 1 平成 12 年基準及び暫定版層化基準の調査区数」参照）、単独で層を形成することが可能であるため、平成 17 年基準では、「医療、福祉」層を新たに層化基準で採用することとした。

## (2) 給与住宅層の条件

平成 12 年基準では、04\*2 層 (\*=1~8)に分類される条件は、「後置番号 4<sup>1</sup>、8<sup>2</sup>以外の調査区における 04 層への分類基準の給与住宅に住む一般世帯の比 0.75 以上」で、「各産業分類の世帯の比率<sup>3</sup>が 0.6 以上の標本単位区<sup>4</sup>」であった。給与住宅が存在する層は、調査区内に占める特定の産業の就業者の割合が高いために設けられていたが、給与住宅が減少している現在の状況から、分類される調査区数が減少している（「表 3 平成 7 年、平成 12 年基準時による「04\*2」層における全国標本単位区数」参照）。

表 3 平成 7 年、平成 12 年基準時による「04\*2」層における全国標本単位区数

層符号	給与住宅に係る層基準	全国標本単位区数	
		平成 7 年	平成 12 年
0412	鉱業の世帯の比が 0.6 以上の標本単位区	0	0
0422	建設業の世帯の比が 0.6 以上の標本単位区	3	4
0432	製造業の世帯の比が 0.6 以上の標本単位区	28	28
0442	卸売・小売業、飲食店、宿泊業の世帯の比が 0.6 以上の標本単位区	12	7
0452	金融・保険業、不動産業の世帯の比が 0.6 以上の標本単位区	1	3
0462	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業の世帯の比が 0.6 以上の標本単位区	6	14
0472	サービス業の世帯の比が 0.6 以上の標本単位区	81	76
0482	公務の世帯の比が 0.6 以上の標本単位区	17	32

経常調査である労働力調査において、月々のサンプルで就業者が特定の産業に偏るのを避けるため、給与住宅が存在する調査区を把握する必要がある。そのため、設定条件の変更を検討した。まず、04 層への分類基準である「後置番号 4、8 以外の調査区における 04 層への分類基準の給与住宅に住む一般世帯の比 0.75 以上」を「0.5 以上」と下げ、さらに小分類の分類の条件が一律、「〇〇産業の世帯の比が 0.6 以上の標本単位区」であったものを、平成 12 年国勢調査結果に基づき、ある程度の標本単位区数が確保できると推測される 2 種類の条件の比率を暫定版層化基準に設定した。

平成 17 年国勢調査結果を使用した暫定版層化基準の結果は、「表 4 暫定基準による「04\*2」、「04\*3」層における全国標本単位区数」のとおりであった。いずれの産業において

<sup>1</sup>社会施設、病院（おおむね患者 200 人以上の収容施設を有するもの）のある区域

<sup>2</sup>おおむね 50 人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域

<sup>3</sup>「世帯の種類」が「一般の世帯」又は「一人世帯（会社等の独身寮の入居者を含む）」かつ「住居の種類」が「給与住宅」の世帯が以下の条件を満たしている調査区を対象に、以下の計算式で、世帯の比率を換算する。

世帯の比率 =  $(A + B / 3) \div$  換算世帯数

A：「世帯の種類」が「一般の世帯」で「住居の種類」が「給与住宅」の世帯数

B：「世帯の種類」が「一人世帯（会社等の独身寮の入居者を含む）」で「住居の種類」が「給与住宅」の世帯数

換算世帯数 = (世帯人員が 2 人以上の普通世帯数) + 1/3 (世帯人員が 1 人の普通世帯数 + 準世帯人員) (小数点以下四捨五入)

<sup>4</sup>標本単位区の設定方法は、以下のとおりである。①後置番号が 4 又は 8 の調査区で、単身世帯に属する人員が 50 人以上からなる単身世帯がある場合は、単身世帯ごとに単位区を設定した。②後置番号が 4、8 以外の調査区については、その調査区全体を一つの単位区とする。

も上位の条件により分類される調査区数が少なかったため、2つの条件を統合し、下位の条件を確定版層化基準では採用することとした。

表 4 暫定基準による「04\*2」, 「04\*3」層における全国標本単位区数

層符号	内容	調査区数	対応
0412	鉱業の世帯の比が 0.2 以上の標本単位区	12	廃止 <sup>1</sup>
0413	鉱業の世帯の比が 0.1 以上 0.2 未満の標本単位区	0	
0422	建設業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区	166	統合
0423	建設業の世帯の比が 0.2 以上 0.4 未満の標本単位区	177	
0432	製造業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区	2,420	統合
0433	製造業の世帯の比が 0.3 以上 0.4 未満の標本単位区	134	
0442	卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区	212	統合
0443	卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の世帯の比が 0.3 以上 0.4 未満の標本単位区	52	
0452	金融・保険業, 不動産業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区	440	統合
0453	金融・保険業, 不動産業の世帯の比が 0.2 以上 0.4 未満の標本単位区	80	
0462	電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区	1,601	統合
0463	電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業の世帯の比が 0.3 以上 0.4 未満の標本単位区	104	

※047\* (医療, 福祉, 教育, 学習支援業, 複合サービス業, サービス業の世帯の比) 及び 048\* (公務の世帯の比) については, 0.4 以上の条件である程度の調査区数が確保できたので, 2種類の条件は設定しなかった。

### (3) 合併層について

#### (ア) 検討方法

労働力調査では, 全国を 11 地域<sup>2</sup>に分け, 地域ごとに層別抽出を行っている。また, 8組の副標本方式で標本交代<sup>3</sup>をしていることから, 1つの層から8の整数倍の調査区数を抽出する必要がある。しかし, 全地域においてすべての層分類から最低8調査区以上を抽出することは, 調査区数の制約<sup>4</sup>から不可能であるため, 調査区数が少ない層は類似層と合併して便宜1つの層を形成している(以下「合併層」という。)

母集団の層別に当たり, 各層内の変動が小さくなるような層を設定することは, 標本の精度を高められるが, 層を合併することにより, 合併層内の層内分散は高くなり, 層化効果が低下することが予想される。そのため, 可能な限り層化効果を維持できる合併層を設定する必要がある。

今回, 合併層のシミュレーションを設定するに当たって検討したのは, 以下の4点である。

#### (A) 「卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の雇用者の比が 0.1 以上 0.2 未満の調査区」層の合併

「卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の雇用者の比が 0.1 以上 0.2 未満の調査区」層は, 調査区数が最大の層であるため, 平成 12 年基準では合併層を形成させず独立させていた。しかし, 景気の変動の影響を受けやすい業種と考えられ, 特異な調査区が抽出された際の影響が出やすい。そのため, 「卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の雇用者の比が 0.1 以上 0.2

<sup>1</sup> 26 ページの「鉱業」層の合併層の記述を参照

<sup>2</sup> ①北海道, ②東北, ③南関東, ④北関東・甲信, ⑤北陸, ⑥東海, ⑦近畿, ⑧中国, ⑨四国, ⑩九州, ⑪沖縄

<sup>3</sup> 全調査区を A, B, C, D の 4 区分に分けて毎月 1 区分ずつ交代するとともに, 翌年の同期に再び調査を行う方式

<sup>4</sup> 調査区数は, 全国で 2,912 調査区であり, 地域別調査区数は, 結果精度を一定水準で保てるよう, 四国 152, 沖縄 144 とし, 残り 2,616 調査区を人口比例的に地域ごとに配分して決定している。

未満の調査区」層をそれ以外の「卸売・小売業，飲食店，宿泊業」に係る層と合併させることを試みる。

#### (B) 小規模層の合併先

分類される調査区数が微少な小規模層（「鉱業」層（0411, 0412, 0413, 05），特殊層<sup>1</sup>及び公務を除いた04層を指す。）について，平成12年基準においては，類似した産業の層と合併させていたが，特性のない層（後述(C)の「いずれにも属さない」層）と合併した方が，実査上安定して抽出できるのではないかという想定から，合併先の検討を行う。

#### (C) 「いずれにも属さない」層の取扱い

暫定版層化基準において，「いずれにも属さない」層（0491, 0492, 25）に分類される調査区数が特に都市的地域において激増した（「表5 地域別平成12年，平成17年基準の「いずれにも属さない層」の調査区数」参照）。これは，高齢化により非労働力人口の割合が高くなったことと併せて，平成17年国勢調査において，就業状態不詳が，平成12年の174万人から336万人と大幅に増加したことによるものと考えられる。

平成12年基準において，「いずれにも属さない」層は，「金融・保険業，不動産業」，「電気・ガス・熱供給・水道業，情報通信業，運輸業」及び「公務」などと合併させていたが，単独で調査区数を確保でき，特定の産業に偏りがあるわけではないと想定されるため，0491, 0492, 25層を1つの合併層として独立することを試みる。

表5 地域別平成12年，平成17年基準の「いずれにも属さない層」の調査区数

ウェイト 比例配分値	0491層		0492層		25層	
	平成12年	17年	平成12年	17年	平成12年	17年
北海道	36	35	0	61	1,209	5,301
東北	56	55	0	25	1,426	5,978
南関東	904	793	14	139	4,204	26,210
北関東，甲信	87	75	1	18	978	3,954
北陸	28	18	3	8	505	2,147
東海	158	128	4	28	1,244	4,108
近畿	283	244	9	46	7,627	23,885
中国	55	31	2	29	1,565	5,430
四国	21	17	0	15	1,302	4,604
九州	101	77	2	35	3,884	13,025
沖縄	3	3	0	3	282	1,458

#### (D) 各産業の業主層の合併先の検討

平成12年基準の業主を分類基準にしている層において，「建設業，製造業の業主」は「建設業」と，「情報通信業，運輸業，金融・保険業，不動産業，医療，福祉，教育，学習支援業，複合サービス業，サービス業の業主」層は「医療，福祉，教育，学習支援業，複合サービス業，サービス業」と合併していた。自営業主は減少傾向にあることから，改めて合併先の検討を行う。

以上の(A)～(D)についての検討点に着目して作成した合併層は，「表6 暫定版合併層基

<sup>1</sup>特殊層とは，層符号が02,03,0401,0402,0403,0404の各層。全く異質の特質を持つ層のため，層の合併は行わず，それぞれ独立に標本調査区の抽出を行う。

準」である。いくつかの合併のパターンを設定し、15 歳以上人口<sup>1</sup>、農林業から公務までの産業大分類別人口、産業分類の格付ができなかった分類不能人口、及び非就業人口について、平均、最大値、最小値、標準偏差及び誤差率を算出し、効果的と見られる合併パターンが得られるまでシミュレーションを行った（「表 7 シミュレーションの組合せ一覧」参照）。

また、シミュレーションに際しての抽出方法は、実際の労働力調査の標本数と同じになるよう全国 2,912 調査区を 8 組の副標本（自衛隊営舎内居住者及び矯正施設入所者を除く。）で 100 回抽出を繰り返すブートストラップ法を用い、復元は調査区の線型推定用乗率を用いて行った。

表 6 暫定版合併層基準

	平成 12 年 基準合併 層基準	暫定版 合併層 基準	層符号	内容
特殊層	(I)	I	02	人口が 0 の調査区
			03	換算世帯数が 15 以下の調査区
			0401	学生の寮・寄宿舎（ただし、50 人以上の世帯）のある標本単位区
			0402	病院・療養所（ただし、50 人以上の世帯）のある標本単位区
			0403	社会施設（ただし、50 人以上の世帯）のある標本単位区
			0404	後置番号が 4 のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区
農林漁業	(II)	II	06	漁業の就業者の比が 0.2 以上の調査区
			07	漁業の就業者の比が 0.1 以上 0.2 未満の調査区
			11	農林業の就業者の比が 0.3 以上の調査区
			12	農林業の就業者の比が 0.1 以上 0.3 未満の調査区
製造業	(III)	III	0431	寮などに住む製造業の就業者が 50 人以上の標本単位区
			0432	製造業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区
			0433	製造業の世帯の比が 0.3 以上 0.4 未満の標本単位区
			22	製造業の雇用者の比が 0.1 以上 0.2 未満の調査区
			15	製造業の雇用者の比が 0.3 以上の調査区
			21	製造業の雇用者の比が 0.2 以上 0.3 未満の調査区
			0411	寮などに住む鉱業の就業者が 50 人以上の標本単位区
			0412	鉱業の世帯の比が 0.2 以上の標本単位区
			0413	鉱業の世帯の比が 0.1 以上 0.2 未満の標本単位区
			05	鉱業の就業者の比が 0.1 以上の調査区
建設業	(IV)	IV	0421	寮などに住む建設業の就業者が 50 人以上の標本単位区
			0422	建設業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区
			0423	建設業の世帯の比が 0.2 以上 0.4 未満の標本単位区
			16	建設業の雇用者の比が 0.1 以上の調査区
業主		V	08	建設業、製造業の業主の比が 0.1 以上の調査区
卸売・小売その 1	(VI)	VI	0441	寮などに住む卸売・小売業、飲食店、宿泊業の就業者が 50 人以上の標本単位区
			0442	卸売・小売業、飲食店、宿泊業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区
			0443	卸売・小売業、飲食店、宿泊業の世帯の比が 0.3 以上 0.4 未満の標本単位区
			09	卸売・小売業、飲食店、宿泊業の業主の比が 0.1 以上の調査区
			18	卸売・小売業、飲食店、宿泊業の雇用者の比が 0.2 以上の調査区
その 2		VII	23	卸売・小売業、飲食店、宿泊業の雇用者の比が 0.1 以上 0.2 未満の調査区
スビ	(VII)	VIII	0471	寮などに住む医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービ

<sup>1</sup>15 歳以上人口も人口構成の偏りなどを含めた分散を測定するため、便宜、比推定は行わなかった。

				ス業の就業者が 50 人以上の標本単位区			
			0472	医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区			
			17	医療、福祉の雇用者の比が 0.1 以上の調査区			
			19	教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の雇用者の比が 0.2 以上の調査区			
			24	教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の雇用者の比が 0.1 以上 0.2 未満の調査区			
			10	情報通信業、運輸業、金融・保険業、不動産業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の業主の比が 0.1 以上の調査区			
電気・ガス、情報、運輸、金融、不動産、公務	(VIII)	IX	0451	寮などに住む金融・保険業、不動産業の就業者が 50 人以上の標本単位区			
			0452	金融・保険業、不動産業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区			
			0453	金融・保険業、不動産業の世帯の比が 0.2 以上 0.4 未満の標本単位区			
			14	金融・保険業、不動産業の雇用者の比が 0.1 以上の調査区			
			0461	寮などに住む電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業の就業者が 50 人以上の標本単位区			
			0462	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区			
			0463	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業の世帯の比が 0.3 以上 0.4 未満の標本単位区			
			20	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業の雇用者の比が 0.1 以上の調査区			
			0481	寮などに住む公務の就業者が 50 人以上の標本単位区			
			0482	公務の世帯の比が 0.4 以上の標本単位区			
			13	公務の就業者の比が 0.1 以上の調査区			
			いずれにも属さない			0491	後置番号が 8 の調査区のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区
						0492	給与住宅に住む一般世帯数の比が 0.5 以上の調査区のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区
		25		上記のいずれにも属さない調査区			

表 7 シミュレーションの組合せ一覧

内容	試算								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
(A) 「卸売・小売業、飲食店、宿泊業」について、合併層Ⅵと合併層Ⅶを合併	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(B) 「鉱業」層 (0411, 0412, 0413, 05 層) を合併層Ⅸと合併	○					○	○	○	
「小規模 04」層 (04*1~04*3 (*=2~7) 層) を合併層Ⅸと合併	○								
(C) 「いずれにも属さない」層 (0491, 0492, 25 層) を独立							○	○	
(B) 及び (C) 「小規模 04」層、「鉱業」層及び「いずれにも属さない」層を合併		○		○	○				○
「小規模 04」層のうち製造業のものは「製造業」層と、建設業のものは「建設業」層と、それ以外は「電気・ガス、情報、運輸、金融、不動産、公務、いずれにも属さない」層と合併			○				○		
(D) 「建設業、製造業の業主」層 (08 層) を「製造業」層 (合併層Ⅲ) と合併		○							
「情報通信業、運輸業、金融・保険業、不動産業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の業主」層を合併層Ⅸと合併	○	○	○	○	○			○	



(イ) 検討結果

シミュレーション結果は、「表8 シミュレーション結果一覧」のとおりとなった。

表8 シミュレーション結果一覧

単位: 万人

		15歳以上	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	卸売・小売業、飲食店、宿泊業	金融・保険業、不動産業	医療、福祉	教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業	公務	分類不能	非就業
試算 (平成12年基準)	平均	10955	275	22	3	539	1064	503	1423	239	536	1220	201	115	4481
	最大	11022	287	30	4	556	1090	518	1446	248	549	1241	218	122	4528
	最小	10865	259	17	2	521	1045	491	1403	230	519	1203	187	106	4434
	標準偏差	30.7	6.0	2.5	0.5	6.1	9.9	5.6	9.5	3.8	6.0	7.9	5.2	3.4	22.2
	誤差率	0.3%	2.2%	11.2%	17.9%	1.1%	0.9%	1.1%	0.7%	1.6%	1.1%	0.6%	2.6%	3.0%	0.5%
試算①	平均	10957	276	22	3	539	1065	503	1424	239	535	1218	201	114	4480
	最大	11015	297	30	4	554	1098	520	1442	253	556	1241	218	123	4530
	最小	10903	263	17	2	522	1034	490	1404	228	521	1201	191	108	4432
	標準偏差	26.9	6.3	2.5	0.4	5.7	10.3	6.2	8.4	4.4	6.5	8.4	5.3	3.2	22.3
	誤差率	0.2%	2.3%	11.6%	16.1%	1.1%	1.0%	1.2%	0.6%	1.9%	1.2%	0.7%	2.6%	2.8%	0.5%
試算②	平均	10959	275	21	3	539	1064	505	1423	239	536	1221	201	114	4482
	最大	11023	289	27	6	559	1094	522	1451	251	555	1247	217	123	4533
	最小	10904	261	18	2	524	1040	490	1406	228	519	1203	188	105	4437
	標準偏差	29.5	5.6	1.9	0.6	5.7	11.7	6.6	9.0	4.3	5.5	8.8	6.1	3.1	20.2
	誤差率	0.3%	2.1%	9.1%	21.0%	1.1%	1.1%	1.3%	0.6%	1.8%	1.0%	0.7%	3.0%	2.7%	0.5%
試算③	平均	10958	274	22	3	540	1066	504	1424	240	535	1219	200	115	4481
	最大	11019	292	29	6	558	1096	521	1446	250	554	1239	217	122	4520
	最小	10887	260	17	2	524	1044	492	1403	228	522	1198	190	107	4431
	標準偏差	31.6	6.6	2.3	0.6	6.3	10.6	6.3	7.8	4.8	5.5	8.7	4.8	3.3	21.0
	誤差率	0.3%	2.4%	10.5%	22.7%	1.2%	1.0%	1.2%	0.5%	2.0%	1.0%	0.7%	2.4%	2.9%	0.5%
試算④	平均	10964	276	22	3	539	1065	504	1425	240	536	1221	201	114	4485
	最大	11012	292	29	5	558	1087	520	1451	252	560	1240	213	122	4525
	最小	10890	263	18	2	523	1036	484	1403	231	522	1201	192	108	4445
	標準偏差	26.3	5.7	2.2	0.6	6.2	11.1	6.8	8.4	4.1	6.7	8.4	5.2	3.0	19.6
	誤差率	0.2%	2.1%	10.0%	21.5%	1.2%	1.0%	1.3%	0.6%	1.7%	1.3%	0.7%	2.6%	2.6%	0.4%
試算⑤	平均	10958	275	22	3	540	1066	504	1424	240	536	1221	200	115	4480
	最大	11013	294	29	7	560	1089	522	1447	248	554	1242	214	120	4536
	最小	10875	259	18	2	524	1041	489	1397	230	522	1201	190	106	4436
	標準偏差	28.6	6.9	2.1	0.6	6.4	10.5	6.6	9.0	4.0	5.7	8.3	4.3	3.1	22.6
	誤差率	0.3%	2.5%	9.7%	22.4%	1.2%	1.0%	1.3%	0.6%	1.7%	1.1%	0.7%	2.1%	2.7%	0.5%
試算⑥	平均	10957	276	22	3	540	1064	503	1423	240	535	1220	200	115	4483
	最大	11057	289	27	4	562	1093	520	1450	251	549	1238	211	122	4536
	最小	10886	259	16	2	520	1042	490	1399	230	523	1196	188	107	4413
	標準偏差	30.2	5.8	1.9	0.5	6.6	10.8	5.7	9.8	4.1	5.3	8.2	5.0	3.1	22.8
	誤差率	0.3%	2.1%	8.7%	17.3%	1.2%	1.0%	1.1%	0.7%	1.7%	1.0%	0.7%	2.5%	2.7%	0.5%
試算⑦	平均	10959	276	21	3	538	1064	504	1425	240	534	1221	200	115	4485
	最大	11021	296	27	6	553	1085	519	1445	255	550	1240	213	122	4537
	最小	10876	254	16	2	524	1041	485	1403	230	525	1194	190	108	4445
	標準偏差	27.5	6.7	2.0	0.6	6.5	9.5	6.1	8.3	4.9	5.6	8.2	4.9	3.1	22.0
	誤差率	0.3%	2.4%	9.3%	23.3%	1.2%	0.9%	1.2%	0.6%	2.0%	1.0%	0.7%	2.4%	2.7%	0.5%
試算⑧	平均	10954	274	22	3	539	1065	503	1424	240	536	1220	200	115	4479
	最大	11007	285	28	4	557	1084	520	1443	250	553	1239	212	127	4530
	最小	10888	261	17	2	522	1041	490	1394	226	524	1193	191	108	4438
	標準偏差	28.4	5.5	2.2	0.5	7.2	8.9	6.4	10.5	4.4	6.0	8.6	4.7	3.6	22.3
	誤差率	0.3%	2.0%	10.4%	18.1%	1.3%	0.8%	1.3%	0.7%	1.8%	1.1%	0.7%	2.4%	3.1%	0.5%
試算⑨	平均	10956	274	22	3	540	1063	503	1424	240	535	1221	200	115	4481
	最大	11025	292	29	5	558	1094	514	1445	250	551	1243	212	122	4531
	最小	10882	259	17	2	525	1028	485	1403	231	520	1199	191	107	4432
	標準偏差	29.9	6.1	2.3	0.6	6.5	11.1	5.8	8.8	4.3	6.4	8.2	4.8	3.0	22.9
	誤差率	0.3%	2.2%	10.5%	20.6%	1.2%	1.0%	1.2%	0.6%	1.8%	1.2%	0.7%	2.4%	2.6%	0.5%

※太字は、試算（平成12年基準）より標準偏差が小さいものである。

(A) 「卸売・小売業、飲食店、宿泊業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区」層の合併

「表8 シミュレーション結果一覧」の卸売、飲食店列において、試算⑥及び試算⑧以外の試算結果が、標準偏差が平成12年基準の9.5より低かったことから、特異な調査区を吸収してブレを抑えたと思われる。以上から層化効果があると判断されるため、「卸売・小売業、飲食店、宿泊業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区」層を他の「卸売・小売業、飲食店、宿泊業」層と合併させることとした。

## (B) 小規模層の合併先

「鉱業」層は、鉱業がわずかに残っている特定の地域（長崎県、香川県、愛媛県、高知県、兵庫県及び北海道）のみ層化効果があるかと思われ分類に残し、合併層を検討してみたが、全国で見た場合、調査区数が極少であることから（「表9 暫定版基準における鉱業層の調査区数」参照）、確定版層化基準では、「鉱業」層（0411, 0412, 0413, 05）を廃止することとした。

表9 暫定版基準における鉱業層の調査区数

層符号	内容	調査区数
0411	寮などに住む鉱業の就業者が50人以上の標本単位区	0
0412	鉱業の世帯比が0.2以上の標本単位区	12
0413	鉱業の世帯比が0.1以上0.2未満の標本単位区	0
05	鉱業の就業者の比が0.1以上の調査区	50

「小規模04」層の合併先については、後述(C)の「「いずれにも属さない」層の取り扱い」の結果のとおり、「いずれにも属さない」層（0491, 0492, 25）とは合併させず、平成12年基準どおり各産業の類似した層内に含めることとした。

## (C) 「いずれにも属さない」層の取扱い

「いずれにも属さない」層（0491, 0492, 25）を独立した層として形成した場合（試算⑦, ⑧）、他の層を含めて合併層を形成した場合（試算②～⑤, ⑨）及び「いずれにも属さない」層（0491, 0492, 25）を平成12年基準と同様の合併層として形成した場合（試算⑥）を比較すると、独立した度合いが低くなるほど15歳以上人口の標準偏差が大きくなるため、他の小規模な層と合併させることはせず、「いずれにも属さない」層だけで単独の層を形成することとした。

## (D) 各産業の業主層の合併先の検討

## ・「建設業、製造業の業主」層（08層）を「製造業」層（合併層Ⅲ）と合併

平成12年基準では、「建設業、製造業の業主の比が0.1以上の調査区」（08層）は、建設業層と合併しているが、製造業層（合併層Ⅲ）に含める方が適当かシミュレーションした結果、建設業の就業者数において、標準偏差は平成12年基準の6.1から5.7と減少したが、逆に製造業の就業者の標準偏差が、9.9から11.7と上昇した。業主数としては「建設業」の方が多いため、サンプルノイズを建設業で吸収させる方が、誤差が小さくなると思われるため、平成12年基準どおり、08層は「製造業」層と合併せず、「建設業」層と合併することとした。

## ・「情報通信業、運輸業、金融・保険業、不動産業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の業主」層を合併層Ⅸと合併

平成12年基準のとおり、「教育、学習支援業、サービス業」などの合併層Ⅷと合併させる試算⑦と「情報通信業、運輸業、金融・保険業、不動産業」などの合併層Ⅸを合併させる試算⑧とを比較すると、試算⑦の方が、全般的に標準偏差が小さいため、平成12年基準どおり、合併層Ⅷと合併することとした。

以上の結果により、決定された確定版層化基準は、「別表2 暫定版層化基準及び確定版層化

基準の調査区数」及び「別表 3 確定版層化基準 11 地域別層別国勢調査調査区数」のとおりである。

### Ⅲ 次回の検討点

今回、層化基準について見直しを行ったが、今後、検討が必要になると思われる点について補足する。

#### 1. 国勢調査結果における就業状態不詳増加に対する対応

平成 17 年国勢調査結果において、就業不詳が 174 万人から 336 万人と 2 倍程度増加している。調査環境の悪化から、次回以降の国勢調査においても就業状態不詳の増加や回収率の低下が予想され、調査区の特性による本来の分類ではなく、特性が把握できないことにより「いずれにも属さない」(0491, 0492, 25)層へと流れていく調査区が増加すると思われる。しかし、就業状態が把握できなくても、性別や年齢を把握できる可能性はあるため、地域別の年齢や人口構成などの新たな基準を取り入れるための検討が必要になってくると思われる。

#### 2. 都道府県別の層化基準の設定

現在、労働力調査では、モデル推計値による都道府県別の四半期平均結果を公表している。しかし、現在の層化基準は、全国一律のものであり、調査区数の配分も 11 地域別の調査区数を基に設定されているため、県別の状況を十分反映しているとは言い難い。地域格差が注目されている現状において、今後、ますます地域に対してきめ細やかな層化基準を設定することが必要になると考えられる。

#### 3. 「いずれにも属さない」(99)層への対応

今回の確定版層化基準の検討に際し、「いずれにも属さない」(99)層が激増したため、層内の状況を確認したところ、病院がある調査区が、99 層に流れているケースが見受けられた。病院が存在する調査区については、0402 層(病院・療養所(ただし、50 人以上の世帯)のある標本単位区)という層を設定しているが、04 層の分類基準の条件が以下のとおりであるため、200 人未満の収容施設しか有しない病院がある調査区の場合、04 層に分類されず、99 層に流れたと思われる。

- ① 後置番号が 4 (社会施設, 病院<sup>1</sup> (おおむね患者 200 人以上の収容施設を有するもの) のある区域)
- ② 後置番号が 8 (おおむね 50 人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮などのある区域)
- ③ 後置番号が 4 と 8 以外で換算世帯数中に占める給与住宅に住む一般世帯数の比が 0.5 以上の調査区

以上の状況を確認するため、99 層と分類された調査区の中で、準世帯<sup>2</sup>における 15 歳以上非就業者数が 50 人以上の調査区<sup>3</sup>である数を集計したところ、「表 10 99 層内の準世帯における 15 歳以上非就業者数が 50 人以上の調査区数」のとおり、04 層の条件に合致する調査区が、全県に

<sup>1</sup> 介護保険法でいう「介護老人保健施設」は、病院に準ずる施設として、おおむね 200 人以上の収容施設を有する場合は、後置番号 4 の特別調査区とする。

<sup>2</sup> ①調査票の「世帯の種類」欄が「寮・寄宿舍の学生・生徒」、「病院・療養所の入院者」、「社会施設の入所者」、「その他」のもの。

②調査票の「世帯の種類」欄が「一人世帯」で、「住居の種類」欄が「会社等の独身寮・寄宿舍」の者をまとめて一つの世帯とする。

③調査票の「世帯の種類」欄が「一人世帯」で、「住居の種類」欄が「住宅に間借り」又は「その他」の世帯

<sup>3</sup> 平成 17 年標本基礎資料からは、世帯の種類に関する情報が得られないため、便宜、準世帯として集計した。

渡り存在した。

準世帯を多く有する調査区は、就業状態等の特性が偏るため、「いずれにも属さない」層としてではなく、04層として区分した方が良いケースがあると思われる。次回、層化基準の見直しを行う際、準世帯人員数などの別な条件を含めた分類条件の設定が必要と考えられる。

表 10 99層内の準世帯における15歳以上非就業者数が50人以上の調査区数

都道府県名	調査区数	※	割合	都道府県名	調査区数	※	割合
北海道	5,301	146	2.80%	滋賀県	451	10	2.20%
青森県	1,337	32	2.40%	京都府	2208	35	1.60%
岩手県	802	39	4.90%	大阪府	11,997	143	1.20%
宮城県	1,334	42	3.10%	兵庫県	5,706	50	0.90%
秋田県	951	35	3.70%	奈良県	1,689	8	0.50%
山形県	441	19	4.30%	和歌山県	1,834	17	0.90%
福島県	1,113	29	2.60%	鳥取県	347	14	4.00%
茨城県	1,436	59	4.10%	島根県	514	14	2.70%
栃木県	503	30	6.00%	岡山県	1,315	44	3.30%
群馬県	804	25	3.10%	広島県	1,790	68	3.80%
埼玉県	3,213	66	2.10%	山口県	1,464	36	2.50%
千葉県	3,725	99	2.70%	徳島県	1,204	27	2.20%
東京都	13,807	101	0.70%	香川県	651	26	4.00%
神奈川県	5,465	128	2.30%	愛媛県	1,704	46	2.70%
新潟県	897	27	3.00%	高知県	1,045	47	4.50%
富山県	295	32	10.80%	福岡県	5,791	102	1.80%
石川県	619	29	4.70%	佐賀県	502	29	5.80%
福井県	336	26	7.70%	長崎県	1,575	42	2.70%
山梨県	582	16	2.70%	熊本県	1,400	53	3.80%
長野県	629	24	3.80%	大分県	1,037	45	4.30%
岐阜県	646	25	3.90%	宮崎県	993	30	3.00%
静岡県	694	45	6.50%	鹿児島県	1,727	64	3.70%
愛知県	1,649	38	2.30%	沖縄県	1,458	31	2.10%
三重県	1,119	31	2.80%	総数	96,100	2,124	3.30%

※準世帯における15歳以上非就業者数が50人以上の調査区数

別表1 平成12年基準及び暫定版層化基準の調査区数  
平成12年基準

分類符号		分類基準	平成12年国 調調査区数
大	小		
02		人口が0の調査区	15,721
03		換算世帯数が15以下の調査区	31,259
04		後置番号が4(社会施設、大きな病院のある区域) 後置番号が8(おおむね50人以上の単身者が居住している寄 宿舎・寮などのある区域) 後置番号が4と8以外で換算世帯数中に占める給与住宅に住む一 般世帯数の比が0.75以上の調査区	
	01	学生の寮・寄宿舎(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位 区	1,739
	02	病院・療養所(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位 区	4,409
	03	社会施設(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位 区	6,859
	04	後置番号が4のうち、上記のいずれにも属さない標本単位 区	1,689
	11	寮などに住む鉱業の就業者が50人以上の標本単位 区	1
	12	鉱業の世帯の比が0.6以上の標本単位 区	0
	21	寮などに住む建設業の就業者が50人以上の標本単位 区	111
	22	建設業の世帯の比が0.6以上の標本単位 区	4
	31	寮などに住む製造業の就業者が50人以上の標本単位 区	1,389
	32	製造業の世帯の比が0.6以上の標本単位 区	28
	41	寮などに住む卸売・小売業、飲食店の就業者が50人以上の標 本単位区	68
	42	卸売・小売業、飲食店の世帯の比が0.6以上の標本単位 区	7
	51	寮などに住む金融・保険業、不動産業の就業者が50人以上の標 本単位区	88
	52	金融・保険業、不動産業の世帯の比が0.6以上の標本単位 区	3
	61	寮などに住む電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業の就業者 が50人以上の標本単位区	284
	62	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業の世帯の比が0.6以上の 標本単位区	14
	71	寮などに住むサービス業の就業者が50人以上の標本単位 区	505
	72	サービス業の世帯の比が0.6以上の標本単位 区	76
	81	寮などに住む公務の就業者が50人以上の標本単位 区	141
	82	公務の世帯の比が0.6以上の標本単位 区	32
	91	後置番号が8の調査区のうち、上記のいずれにも属さない標本 単位区	1,732
	92	給与住宅に住む一般世帯数の比が0.75以上の調査区のうち、上 記のいずれにも属さない標本単位区	35
	05	鉱業の就業者の比が0.1以上の調査区	132
	06	漁業の就業者の比が0.2以上の調査区	2,109
	07	漁業の就業者の比が0.1以上0.2未満の調査区	3,467
	08	建設業、製造業の業主の比が0.1以上の調査区	987
	09	卸売・小売業、飲食店の業主の比が0.1以上の調査区	7,545
	10	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、金融・保険業、不動 産業、サービス業の業主の比が0.1以上の調査区	2,211
	11	農林業の就業者の比が0.3以上の調査区	11,177
	12	農林業の就業者の比が0.1以上0.3未満の調査区	57,813
	13	公務の就業者の比が0.1以上の調査区	9,257
	14	金融・保険業、不動産業の雇用者の比が0.1以上の調査区	7,481
	15	製造業の雇用者の比が0.3以上の調査区	10,997
	16	建設業の雇用者の比が0.1以上の調査区	42,973
	17	卸売・小売業、飲食店の雇用者の比が0.2以上の調査区	41,333
	18	サービス業の雇用者の比が0.2以上の調査区	100,027
	19	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業の雇用者の比が0.1以上 の調査区	14,738
	20	製造業の雇用者の比が0.2以上0.3未満の調査区	43,725
	21	製造業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	221,460
	22	卸売・小売業、飲食店の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	188,024
	23	サービス業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	84,866
	24	上記のいずれにも属さない調査区	24,226

暫定版層化基準

分類符号		分類基準(下線は変更案)	平成17年国 調調査区数
大	小		
02		人口が0の調査区	16,525
03		換算世帯数が15以下の調査区	36,382
04		後置番号が4(社会施設、大きな病院のある区域) 後置番号が8(おおむね50人以上の単身者が居住している寄 宿舎・寮などのある区域) 後置番号が4と8以外で換算世帯数中に占める給与住宅に住 む一般世帯数の比が <b>0.5以上</b> の調査区	
	01	学生の寮・寄宿舎(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位 区	1,639
	02	病院・療養所(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位 区	4,239
	03	社会施設(ただし、50人以上の世帯)のある標本単位 区	8,817
	04	後置番号が4のうち、上記のいずれにも属さない標本単位 区	1,774
	11	寮などに住む鉱業の就業者が50人以上の標本単位 区	0
	12	鉱業の世帯の比が <b>0.2以上</b> の標本単位 区	12
	13	鉱業の世帯の比が <b>0.1以上0.2未満</b> の標本単位 区	0
	21	寮などに住む建設業の就業者が50人以上の標本単位 区	66
	22	建設業の世帯の比が <b>0.4以上</b> の標本単位 区	166
	23	建設業の世帯の比が <b>0.2以上0.4未満</b> の標本単位 区	1,077
	31	寮などに住む製造業の就業者が50人以上の標本単位 区	177
	32	製造業の世帯の比が <b>0.4以上</b> の標本単位 区	2,420
	33	製造業の世帯の比が <b>0.3以上0.4未満</b> の標本単位 区	134
	41	寮などに住む卸売・小売業、飲食店、宿泊業の就業者が50人 以上の標本単位区	72
	42	卸売・小売業、飲食店、宿泊業の世帯の比が <b>0.4以上</b> の標 本単位区	212
	43	卸売・小売業、飲食店、宿泊業の世帯の比が <b>0.3以上0.4未 満</b> の標本単位区	52
	51	寮などに住む金融・保険業、不動産業の就業者が50人以上の 標本単位区	52
	52	金融・保険業、不動産業の世帯の比が <b>0.4以上</b> の標本単位 区	440
	53	金融・保険業、不動産業の世帯の比が <b>0.2以上0.4未 満</b> の標本 単位区	80
	61	寮などに住む電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸 業の就業者が50人以上の標本単位区	243
	62	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業の世帯の比 が <b>0.4以上</b> の標本単位区	1,601
	63	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業の世帯の比 が <b>0.3以上0.4未 満</b> の標本 単位区	104
	71	寮などに住む医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービ ス業、サービス業の就業者が50人以上の標本単位 区	303
	72	医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業 の世帯の比が0.4以上の標本単位 区	1,630
	81	寮などに住む公務の就業者が50人以上の標本単位 区	164
	82	公務の世帯の比が0.4以上の標本単位 区	3,146
	91	後置番号が8の調査区のうち、上記のいずれにも属さない標 本単位区	1,487
	92	給与住宅に住む一般世帯数の比が0.5以上の調査区のうち、 上記のいずれにも属さない標本単位区	516
	05	鉱業の就業者の比が0.1以上の調査区	50
	06	漁業の就業者の比が0.2以上の調査区	1,719
	07	漁業の就業者の比が0.1以上0.2未満の調査区	3,078
	08	建設業、製造業の業主の比が0.1以上の調査区	512
	09	卸売・小売業、飲食店、宿泊業の業主の比が0.1以上の調査 区	5,513
	10	<b>情報通信業、運輸業、金融・保険業、不動産業、医療、福祉、 教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の業主の比 が0.1以上の調査区</b>	1,531
	11	農林業の就業者の比が0.3以上の調査区	9,754
	12	農林業の就業者の比が0.1以上0.3未満の調査区	56,237
	13	公務の就業者の比が0.1以上の調査区	5,119
	14	金融・保険業、不動産業の雇用者の比が0.1以上の調査区	5,719
	15	製造業の雇用者の比が0.3以上の調査区	5,494
	16	建設業の雇用者の比が0.1以上の調査区	22,197
	17	<b>医療、福祉の雇用者の比が0.1以上の調査区</b>	29,757
	18	卸売・小売業、飲食店、宿泊業の雇用者の比が0.2以上の調 査区	36,536
	19	教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の雇用者の 比が0.2以上の調査区	11,744
	20	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業の雇用者の 比が0.1以上の調査区	35,414
	21	製造業の雇用者の比が0.2以上0.3未満の調査区	30,934
	22	製造業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	200,960
	23	卸売・小売業、飲食店、宿泊業の雇用者の比が0.1以上0.2未 満の調査区	267,491
	24	教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の雇用者の 比が0.1以上0.2未満の調査区	73,770
	25	上記のいずれにも属さない調査区	96,079

丸山 歩：労働力調査の層化基準の見直し

別表2 暫定版層化基準及び確定版層化基準の調査区数  
暫定版層化基準

分類符号		分類基準	平成17年国 調調査区数
大	小		
02		人口が0の調査区	16,525
03		換算世帯数が15以下の調査区	36,382
04		後置番号が4(社会施設、大きな病院のある区域) 後置番号が8(おおむね50人以上の単身者が居住している寄 宿舎・寮などのある区域)	
		後置番号が4と8以外で換算世帯数中に占める給与住宅に住 む一般世帯数の比が0.5以上の調査区	
	01	学生の寮・寄宿舎(ただし、50人以上の世帯)のある標本単 位区	1,639
	02	病院・療養所(ただし、50人以上の世帯)のある標本単 位区	4,239
	03	社会施設(ただし、50人以上の世帯)のある標本単 位区	8,817
	04	後置番号が4のうち、上記のいずれにも属さない標本単 位区	1,774
	11	寮などに住む鉱業の就業者が50人以上の標本単 位区	0
	12	鉱業の世帯の比が0.2以上の標本単 位区	12
	13	鉱業の世帯の比が0.1以上0.2未満の標本単 位区	0
	21	寮などに住む建設業の就業者が50人以上の標本単 位区	66
	22	建設業の世帯の比が0.4以上の標本単 位区	166
	23	建設業の世帯の比が0.2以上0.4未満の標本単 位区	177
	31	寮などに住む製造業の就業者が50人以上の標本単 位区	1,077
	32	製造業の世帯の比が0.4以上の標本単 位区	2,420
	33	製造業の世帯の比が0.3以上0.4未満の標本単 位区	134
	41	寮などに住む卸売・小売業、飲食店、宿泊業の就業者が50 人以上の標本単位区	72
	42	卸売・小売業、飲食店、宿泊業の世帯の比が0.4以上の標 本単位区	212
	43	卸売・小売業、飲食店、宿泊業の世帯の比が0.3以上0.4未 満の標本単位区	52
	51	寮などに住む金融・保険業、不動産業の就業者が50以上 の標本単位区	52
	52	金融・保険業、不動産業の世帯の比が0.4以上の標本単 位区	440
	53	金融・保険業、不動産業の世帯の比が0.2以上0.4未満の標 本単位区	80
	61	寮などに住む電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運 輸業の就業者が50人以上の標本単位区	243
	62	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業の世帯 の比が0.4以上の標本単位区	1,601
	63	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業の世帯 の比が0.3以上0.4未満の標本単位区	104
	71	寮などに住む医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービ ス業、サービス業の就業者が50人以上の標本単位区	303
	72	医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービ ス業の世帯の比が0.4以上の標本単位区	1,630
	81	寮などに住む公務の就業者が50人以上の標本単 位区	164
	82	公務の世帯の比が0.4以上の標本単 位区	3,146
	91	後置番号が8の調査区のうち、上記のいずれにも属さない標 本単位区	1,487
	92	給与住宅に住む一般世帯数の比が0.5以上の調査区のうち、 上記のいずれにも属さない標本単位区	516
05		鉱業の就業者の比が0.1以上の調査区	50
06		漁業の就業者の比が0.2以上の調査区	1,719
07		漁業の就業者の比が0.1以上0.2未満の調査区	3,078
08		建設業、製造業の業主の比が0.1以上の調査区	512
09		卸売・小売業、飲食店、宿泊業の業主の比が0.1以上の調 査区	5,513
10		情報通信業、運輸業、金融・保険業、不動産業、医療、福祉、 教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の業主の比 が0.1以上の調査区	1,531
11		農林業の就業者の比が0.3以上の調査区	9,754
12		農林業の就業者の比が0.1以上0.3未満の調査区	56,237
13		公務の就業者の比が0.1以上の調査区	5,119
14		金融・保険業、不動産業の雇用者の比が0.1以上の調査区	5,719
15		製造業の雇用者の比が0.3以上の調査区	5,494
16		建設業の雇用者の比が0.1以上の調査区	22,197
17		医療、福祉の雇用者の比が0.1以上の調査区	29,757
18		卸売・小売業、飲食店、宿泊業の雇用者の比が0.2以上の調 査区	36,536
19		教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の雇用者の 比が0.2以上の調査区	11,744

確定版層化基準

分類符号		分類基準(下線は暫定版からの変更箇所)	平成17年国 調調査区数
大	小		
02		人口が0の調査区	16,525
03		換算世帯数が15以下の調査区	36,382
04		後置番号が4(社会施設、大きな病院のある区域) 後置番号が8(おおむね50人以上の単身者が居住している寄 宿舎・寮などのある区域)	
		後置番号が4と8以外で換算世帯数中に占める給与住宅に住 む一般世帯数の比が0.5以上の調査区	
	01	学生の寮・寄宿舎(ただし、50人以上の世帯)のある標本単 位区	1,639
	02	病院・療養所(ただし、50人以上の世帯)のある標本単 位区	4,239
	03	社会施設(ただし、50人以上の世帯)のある標本単 位区	8,817
	04	後置番号が4のうち、上記のいずれにも属さない標本単 位区	1,774
	11	寮などに住む建設業の就業者が50人以上の標本単 位区	66
	12	建設業の世帯の比が0.2以上の標本単 位区	345
	21	寮などに住む製造業の就業者が50人以上の標本単 位区	1,081
	22	製造業の世帯の比が0.3以上の標本単 位区	2,571
	31	寮などに住む卸売・小売業、飲食店、宿泊業の就業者が50 人以上の標本単位区	73
	32	卸売・小売業、飲食店、宿泊業の世帯の比が0.3以上の標 本単位区	274
	41	寮などに住む金融・保険業、不動産業の就業者が50以上 の標本単位区	53
	42	金融・保険業、不動産業の世帯の比が0.2以上の標本単 位区	519
	51	寮などに住む電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運 輸業の就業者が50人以上の標本単位区	244
	52	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業の世帯 の比が0.3以上の標本単位区	1,716
	61	寮などに住む医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービ ス業、サービス業の就業者が50人以上の標本単位区	306
	62	医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、サービ ス業の世帯の比が0.4以上の標本単位区	1,675
	71	寮などに住む公務の就業者が50人以上の標本単 位区	165
	72	公務の世帯の比が0.4以上の標本単 位区	3,183
	91	後置番号が8の調査区のうち、上記のいずれにも属さない標 本単位区	1,476
	92	給与住宅に住む一般世帯数の比が0.5以上の調査区のうち、 上記のいずれにも属さない標本単位区	407
05		漁業の就業者の比が0.2以上の調査区	1,719
06		漁業の就業者の比が0.1以上0.2未満の調査区	3,079
07		建設業、製造業の業主の比が0.1以上の調査区	512
08		卸売・小売業、飲食店、宿泊業の業主の比が0.1以上の調 査区	5,513
09		情報通信業、運輸業、金融・保険業、不動産業、医療、福祉、 教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の業主の比 が0.1以上の調査区	1,531
10		農林業の就業者の比が0.3以上の調査区	9,754
11		農林業の就業者の比が0.1以上0.3未満の調査区	56,241
12		公務の就業者の比が0.1以上の調査区	5,120
13		金融・保険業、不動産業の雇用者の比が0.1以上の調査区	5,719
14		製造業の雇用者の比が0.3以上の調査区	5,494
15		建設業の雇用者の比が0.1以上の調査区	22,199
16		医療、福祉の雇用者の比が0.1以上の調査区	29,757
17		卸売・小売業、飲食店、宿泊業の雇用者の比が0.2以上の調 査区	36,537
18		教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業の雇用者の 比が0.2以上の調査区	11,746

別表3 確定版層化基準 11地域別層別国勢調査調査区数

分類符号	分類標準	地域別										計	
		北海道	東北	南関東	北関東, 甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州		沖縄
I	人口が0の調査区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
02	換算世帯数が15以下の調査区	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
04	学生・若者(ただし, 50人以上の世帯)のある標準単位数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
04	病院・療養所(ただし, 50人以上の世帯)のある標準単位数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
04	社会施設(ただし, 50人以上の世帯)のある標準単位数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
04	後援番号が4のうち, 上記のいずれにも属さない標準単位数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
05	漁業の就業者の比が0.2以上の調査区												
06	漁業の就業者の比が0.1以上0.2未満の調査区												
11	農林業の就業者の比が0.1以上0.3未満の調査区												
10	農林業の就業者の比が0.3以上の調査区												
04	寮などに住む製造業の就業者が50人以上の標準単位数												
04	製造業の世帯の比が0.3以上の標準単位数												
14	製造業の雇用の比が0.3以上の調査区												
20	製造業の雇用の比が0.2以上0.3未満の調査区												
21	製造業の雇用の比が0.1以上0.2未満の調査区												
04	寮などに住む建設業の就業者が50人以上の標準単位数												
04	建設業の世帯の比が0.1以上の調査区												
15	建設業の雇用の比が0.2以上の調査区												
07	建設業, 製造業の業主の比が0.1以上の調査区												
04	寮などに住む卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の就業者が50人以上の標準単位数												
04	卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の世帯の比が0.3以上の標準単位数												
08	卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の業主の比が0.1以上の調査区												
17	卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の雇用の比が0.2以上の調査区												
22	卸売・小売業, 飲食店, 宿泊業の雇用の比が0.1以上0.2未満の調査区												
04	寮などに住む医療, 福祉, 教育, 学習支援業, 複合サービス業, サービス業の就業者が50人以上の標準単位数												
04	医療, 福祉, 教育, 学習支援業, 複合サービス業, サービス業の世帯の比が0.4以上の標準単位数												
16	医療, 福祉の雇用の比が0.1以上の調査区												
18	教育, 学習支援業, 複合サービス業, サービス業の雇用の比が0.2以上の調査区												
23	教育, 学習支援業, 複合サービス業, サービス業の雇用の比が0.1以上0.2未満の調査区												
09	情報通信業, 運輸業, 金融・保険業, 不動産業, 医療, 福祉, 教育, 学習支援業, 複合サービス業, サービス業の業主の比が0.1以上の調査区												
04	寮などに住む金融・保険業, 不動産業の就業者が50人以上の標準単位数												
04	金融・保険業, 不動産業の世帯の比が0.2以上の標準単位数												
13	金融・保険業, 不動産業の雇用の比が0.1以上の調査区												
04	寮などに住む電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業の就業者が50人以上の標準単位数												
04	電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業の世帯の比が0.3以上の標準単位数												
19	電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業の雇用の比が0.1以上の調査区												
04	寮などに住む公務の就業者が50人以上の標準単位数												
04	公務の世帯の比が0.4以上の標準単位数												
12	公務の就業者の比が0.1以上の調査区												
04	後援番号が8の調査区のうち, 上記のいずれにも属さない標準単位数												
04	給与住宅に住む一般世帯数の比が0.5以上の調査区のうち, 上記のいずれにも属さない標準単位数												
99	上記のいずれにも属さない調査区												
	合計	176	232	592	240	176	304	400	208	152	288	144	